

平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	一五、一六〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	一五、二五〇円
平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	一五、五一〇円
平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	一五、二九〇円
平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	一五、一四〇円
平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	一五、一三〇円
平成二十六年四月から平成二十七年三月までの月分	一五、二七〇円

○厚生労働省告示第百二十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第九条第三項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

基準永住帰国日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間にある者 一一、二〇〇円

○厚生労働省告示第百二十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律第五條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七條第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度（平成二十六年厚生労働省告示第百九十三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

第九十三号中「原発性胆汁性肝硬変」を「原発性胆汁性胆管炎」に改め、第二百八十八号中「自己免疫性出血病Ⅲ」を「自己免疫性後天性凝固因子欠乏症」に改め、第二百六号の次に次のように加える。

- 三百七 カナパン病
- 三百八 進行性白質脳症
- 三百九 進行性ミオクロノスチア症
- 三百十 先天異常症候群
- 三百十一 先天性三尖弁狭窄症
- 三百十二 先天性僧帽弁狭窄症
- 三百十三 先天性肺静脈狭窄症
- 三百十四 左肺動脈右肺動脈起始症
- 三百十五 ネイルパテラ症候群（爪隣蓋骨症候群）／LMXI B関連腎症
- 三百十六 カルニチン回路異常症
- 三百十七 三頭酵素欠損症
- 三百十八 シトリン欠損症
- 三百十九 セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症
- 三百二十 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
- 三百二十一 非ケトーシス型高グリシン血症

- 三百二十二 β-ケトチオラーゼ欠損症
- 三百二十三 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
- 三百二十四 メチルグルタコン酸血症
- 三百二十五 遺伝性自己炎症疾患
- 三百二十六 大理石骨病
- 三百二十七 特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
- 三百二十八 前眼部形成異常
- 三百二十九 無虹彩症
- 三百三十 先天性気管狭窄症

○厚生労働省告示第百二十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成二十六年厚生労働省告示第四百七十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

第三表番号の欄中「[4]」を「[5]」、「[3]」を「[4]」、「[12]」を「[13]」、「[11]」を「[12]」、「[10]」を「[11]」、「[9]」を「[10]」に改め、「先天性中樞性低換気症候群」の項の次に次の一項を加える。

第五表の備考中「慢性腎不全」を「腎機能低下」に改める。  
第十一表を次のように改める。  
第十一表 神経・筋疾患

区分	番号	病名	疾病の状態の程度
遺伝子異常等による白質脳症	2	アレキサンダー病	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、温痛覚低下は皮膚のうちの二つ以上の症状が顕く場合
	3	カナパン病	同上
	4	白質消失症	同上
	5	皮質下嚢胞をもつ大頭型白質脳症	同上
	6	ベリウツェウス・メルツバッヘル病	同上
	9	先天性肺動脈狭窄症	治療が必要な場合

エカ ル グ ディ・エ ール症候群	7	エカルディ・グティエール症候群	運動障害、知的障害、意識障害、 自閉傾向、行動障害（自傷行為又 は多動）、けいれん発作、皮膚所 見（疾病に特徴的で、治療を要す るものをいう。）、呼吸異常、体温 調節異常、温痛覚低下、骨折又は 脱臼のうち一つ以上の症状が続く 場合
筋ジスト ロフィー	8	ウルリヒ型先天性筋ジストロフィー（類 縁疾患を含む。）	運動障害、知的障害、意識障害、 自閉傾向、行動障害（自傷行為又 は多動）、けいれん発作、皮膚所 見（疾病に特徴的で、治療を要す るものをいう。）、呼吸異常、体温 調節異常、温痛覚低下、骨折又は 脱臼のうち一つ以上の症状が続く 場合
	9	エメリー・ドレイフス型筋ジストロ フィー	運動障害が続く場合又は治療とし て強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、 末梢血管拡張薬、β遮断薬、肺 血管拡張薬、呼吸管理（人工呼吸 器、気管切開術後、経鼻エアウエイ 等の処置を必要とするものをい う。）、酸素療法、中心静脈栄養若 しくは経管栄養のうち一つ以上を 継続的に行っている場合
	10	顔面肩甲上腕型筋ジストロフィー	同上
	11	肢帯型筋ジストロフィー	同上
	12	デュシェンヌ型筋ジストロフィー	同上
	13	福山型先天性筋ジストロフィー	運動障害、知的障害、意識障害、 自閉傾向、行動障害（自傷行為又 は多動）、けいれん発作、皮膚所 見（疾病に特徴的で、治療を要す るものをいう。）、呼吸異常、体温 調節異常、温痛覚低下、骨折又は 脱臼のうち一つ以上の症状が続く 場合
骨系統疾 患	14	メロシン欠損型先天性筋ジストロフィー	同上
	15	偽性軟骨無形成症	次のいずれかに該当する場合 ア 骨折又は脱臼の症状が続く場 合 イ 重度の四肢変形、脊柱側弯又 は脊髄麻痺のうち一つ以上の症 状に対する治療が必要な場合 ウ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、 気管切開術後、経鼻エアウエイ 等の処置を必要とするものをい う。）又は酸素療法を行う場合

	16	多発性軟骨性外骨腫症	同上		
	17	TRPV4異常症	同上		
	18	点状軟骨異形成症（ペルオキシソーム病 を除く。）	次のいずれかに該当する場合 ア 骨折又は脱臼の症状が続く場 合 イ 重度の四肢変形、脊柱側弯又 は脊髄麻痺のうち一つ以上の症 状に対する治療が必要な場合 ウ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、 気管切開術後、経鼻エアウエイ 等の処置を必要とするものをい う。）又は酸素療法を行う場合 エ 血液凝固異常に対する治療を 行う場合		
			19	内軟骨腫症	次のいずれかに該当する場合 ア 骨折又は脱臼の症状が続く場 合 イ 重度の四肢変形、脊柱側弯又 は脊髄麻痺のうち一つ以上の症 状に対する治療が必要な場合 ウ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、 気管切開術後、経鼻エアウエイ 等の処置を必要とするものをい う。）又は酸素療法を行う場合
			20	2型コラーゲン異常症関連疾患	同上
	21	ピールズ症候群	同上		
22	ラーセン症候群	同上			
重症筋無 力症	23	重症筋無力症	運動障害、知的障害、意識障害、 自閉傾向、行動障害（自傷行為又 は多動）、けいれん発作、皮膚所 見（疾病に特徴的で、治療を要す るものをいう。）、呼吸異常、体温 調節異常、温痛覚低下、骨折又は 脱臼のうち一つ以上の症状が続く 場合		
ジュベ ール症候群 関連疾患	24	ジュベール症候群関連疾患	運動障害、知的障害、意識障害、 自閉傾向、行動障害（自傷行為又 は多動）、けいれん発作、皮膚所 見（疾病に特徴的で、治療を要す るものをいう。）、呼吸異常、体温 調節異常、温痛覚低下、骨折又は 脱臼のうち一つ以上の症状が続く 場合		

シュワルツ・ヤンベル症候群	25	シュワルツ・ヤンベル症候群	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
小児交互性片麻痺	26	小児交互性片麻痺	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
神経皮膚症候群	27	結節性硬化症	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	28	ゴーリン症候群（基底細胞母斑症候群）	同上
	29	神経皮膚黒色症	同上
	30	フォンヒッペル・リンドウ病	同上
進行性ミオクロヌスてんかん	31	ウンフェルリヒト・ルトボルク病	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	32	ラフォラ病	同上
頭蓋骨縫合早期癒合症	33	アベール症候群	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	34	クルーゾン病	同上
	35	非症候性頭蓋骨縫合早期癒合症	同上
	36	33から35までに掲げるもののほか、重度の頭蓋骨早期癒合症	同上

脊髄小脳変性症	37	脊髄小脳変性症	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
脊髄髄膜瘤	38	脊髄脂肪腫	けいれん発作、意識障害、運動障害、排尿排便障害又は温痛覚低下のうち一つ以上の症状が続く場合
	39	髄膜脳瘤	けいれん発作、自閉傾向、意識障害、行動障害（自傷行為又は多動）、知的障害、運動障害、排尿排便障害、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	40	脊髄髄膜瘤	同上
脊髄性筋萎縮症	41	脊髄性筋萎縮症	運動障害が続く場合又は治療として強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末梢血管拡張薬、β遮断薬、肺血管拡張薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養若しくは経管栄養のうち一つ以上を継続的に行っている場合
	42	先天性サイトメガロウイルス感染症	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
先天性感染症	43	先天性トキソプラズマ感染症	同上
	44	先天性風疹症候群	同上
	45	先天性ヘルペスウイルス感染症	同上
先天性ニューロパチー	46	遺伝性運動感覚ニューロパチー	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	47	先天性無痛無汗症	同上

先天性ミオパチー	48	先天性筋線維不均等症	運動障害が続く場合又は治療として強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末梢血管拡張薬、β遮断薬、肺血管拡張薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養若しくは経管栄養のうち一つ以上を継続的に行っている場合
	49	セントラルコア病	同上
	50	ネマリンミオパチー	同上
	51	マルチコア病	同上
	52	ミオチューブラーミオパチー	同上
	53	ミニコア病	同上
	54	48から53までに掲げるもののほか、先天性ミオパチー	同上
仙尾部奇形腫	55	仙尾部奇形腫	けいれん発作、自閉傾向、意識障害、行動障害（自傷行為又は多動）、知的障害、運動障害、排尿排便障害、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
老年症	56	ウェルナー症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	57	コケイン症候群	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	58	ハッチンソン・ギルフォード症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
多発性硬化症	59	多発性硬化症	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合

難治てんかん脳症	60	點頭てんかん（ウエスト症候群）	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	61	乳児重症ミオクロニーてんかん	同上
	62	レノックス・ガストー症候群	同上
難治頻回部分発作重積型急性脳炎	63	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
乳児両側線条体壊死	64	乳児両側線条体壊死	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
脳形成障害	65	滑脳症	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	66	全前脳胞症	同上
	67	先天性水頭症	同上
	68	ダンディー・ウォーカー症候群	同上
	69	中隔視神経形成異常症（ドモルシア症候群）	同上
	70	裂脳症	同上
	71	乳児神経軸索ジストロフィー	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
脳の鉄沈着を伴う神経変性疾患	72	パントテン酸キナーゼ関連神経変性症	同上

変形性筋ジストニー	73	瀬川病	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	74	変形性筋ジストニー	同上
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	75	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
もやもや病	76	もやもや病	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
ラスムッセン脳炎	77	ラスムッセン脳炎	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
レット症候群	78	レット症候群	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合

※十川病は次のとおりである。

第十三表 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群

区分	番号	疾 病 名	疾病の状態の程度
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	1	アンジェルマン症候群	基準(ア)又は基準(ウ)を満たす場合
	2	5 p 一症候群	基準(ア)、基準(イ)又は基準(ウ)を満たす場合
	3	13トリソミー症候群	同上

4	18トリソミー症候群	同上
5	ダウン症候群	基準(ア)、基準(イ)、基準(ウ)又は基準(エ)を満たす場合
6	4 p 一症候群	基準(ア)、基準(イ)又は基準(ウ)を満たす場合
7	1 から 6 ままでに掲げるもののほか、常染色体異常（ウィリアムズ症候群及びブリーダー・ウィリ症候群を除く。）	基準(ア)、基準(イ)、基準(ウ)又は基準(エ)を満たす場合
8	ウィーバー症候群	同上
9	歌舞伎症候群	基準(ア)、基準(イ)又は基準(ウ)を満たす場合
10	カムラティ・エンゲルマン症候群	基準(ア)又は基準(ウ)を満たす場合
11	コステロ症候群	基準(ア)、基準(イ)、基準(ウ)又は基準(エ)を満たす場合
12	コフィン・ローリー症候群	基準(ア)を満たす場合
13	コルネリア・デラング症候群	基準(ア)、基準(イ)又は基準(ウ)を満たす場合
14	CFC症候群	基準(ア)、基準(イ)、基準(ウ)又は基準(エ)を満たす場合
15	色素失調症	基準(ア)を満たす場合
16	スミス・マギニス症候群	基準(ア)、基準(イ)又は基準(ウ)を満たす場合
17	ソトス症候群	基準(ア)、基準(イ)、基準(ウ)又は基準(エ)を満たす場合
18	チャージ症候群	基準(ア)、基準(イ)又は基準(ウ)を満たす場合
19	ハーラマン・ストライフ症候群	基準(ウ)を満たす場合
20	ベックウィズ・ヴィーデマン症候群	基準(ウ)又は基準(エ)を満たす場合
21	マルファン症候群	基準(イ)を満たす場合又は大動脈瘤、破裂の場合若しくは破裂が予想される場合
22	ルビンシュタイン・テイビ症候群	基準(ア)、基準(イ)、基準(ウ)又は基準(エ)を満たす場合
23	ロイス・ディーツ症候群	基準(イ)を満たす場合又は大動脈瘤、破裂の場合若しくは破裂が予想される場合

備考

本表中「基準ア」、「基準イ」、「基準ウ」及び「基準エ」とは、それぞれ次の表の右欄に掲げる基準をいう。

基準ア	症状として、けいれん発作、意識障害、体温調節異常、骨折又は脱臼のうち一つ以上続く場合であること。
基準イ	治療で強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢血管拡張薬又はβ遮断薬のうち一つ以上が投与されている場合であること。
基準ウ	治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法又は胃管、胃瘻、中心静脈栄養等による栄養のうち一つ以上を行う場合であること。
基準エ	腫瘍を合併し、組織と部位が明確に診断されている場合であること。ただし、治療から5年を経過した場合は対象としないが、再発などが認められた場合は、再度対象とする。

別表第一中「慢性腎不全」を「腎機能低下」と改める。

○厚生労働省告示第百二十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二四五五号）を基礎とするため、厚生労働省研究費補助金等取扱要綱（平成十年厚生省告示第三十号）の二番を次のように改正し、平成二十九年年度以降の年度分の補助金に適用する。ただし、平成二十八年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣 垣内 春久

第三十条第一項の表第一号及び第二号を次のように改める。

1 政策科学総合研究事業	人文・社会科学系を中心とした人口・少子化問題、社会保障全般及び厚生労働統計に関する研究の推進、社会保障を中心とした厚生労働行政施策の企画立案及び効率的な推進、統計・情報の整備及び利用の総合的な推進、情報通信技術を用いた医療情報の臨床研究等への活用の推進、人工知能の医療への応用並びに保健医療分野の倫理的・法的・社会的課題の解決に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型
2 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業	我が国においてこれまで蓄積してきた保健医療分野の知見や経験を活かし、先端的な科学技術を活用することにより、諸外国への貢献を図ることを目的とする研究事業	一般公募型 若手育成型

第三十条第一項の表第二号及び第三号を次のように改める。

4 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業	乳幼児の疾患の克服と障害の予防、母性及び乳幼児の健康の保持増進並びに児童家庭福祉の向上に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型
5 がん対策推進総合研究事業	平成26年度からのがん研究10か年戦略に基づき、がんによる死亡者の減少、全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上、がんになっても安心して暮らせる社会の構築等を目指し、政策課題の解決に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型
6 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業	生活習慣病の一次予防から診断・治療までを網羅し、体系的な生活習慣病対策の推進並びに健康維持及び病気の予防に重点が置かれた社会の構築に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

7 女性の健康の包括的支援政策研究事業	女性の健康の一層の増進を図るために女性の健康を生産にわたり包括的に支援することを目的とする研究事業	一般公募型
---------------------	---	-------

第三十条第一項の表第二号及び第三号を次のように改める。

10 長寿科学政策研究事業及びその推進事業	高齢者に特徴的な疾患、病態等に着目し、介護予防事業をはじめとする効果的・効率的な介護保険サービス等の提供により、高齢者の生活の質の向上及び介護の質の向上に資する政策的な研究事業並びにその推進事業	一般公募型
11 認知症政策研究事業及びその推進事業	認知症の人に対する医療分野と福祉分野との連携による総合的な対策を一層推進するための実態把握、予防等の施策形成に向けた研究事業及びその推進事業	一般公募型
12 障害者政策総合研究事業	身体障害、知的障害、精神障害及び障害全般に関するリハビリテーション等の適切な支援並びに障害者の総合的な保健福祉施策の推進に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第三十条第一項の表第二号及び第三号を次のように改める。

20 化学物質リスク研究事業	化学物質によるリスクに関し、総合的かつ迅速な評価を行うとともに、規制基準の設定等の必要な管理を行い、さらに、的確な情報の発信等を行うことを通じ、国民の不安を解消し、安全な生活の確保を図ることを目的とする研究事業	一般公募型 指定型
21 健康安全・危機管理対策総合研究事業	地域保健基盤形成に関する対策、水安全対策、生活環境安全対策及び健康危機管理・テロリズム対策の総合的な推進に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第三十条第十六項、第二十条第二項、第二十条第三項、第二十条第四項、第二十条第五項、第二十条第六項及び第二十一条第一項を「同表第20号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型」と改める。

第二十一条第一項第十五号を「確定した場合」の次に「(当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が0円である場合を含む。）」を加え、「速やかに」の次に「、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌年度の6月30日までに」を加え、同項を「同表第十五号」とし、同表第十七号を次のように改める。

法人は、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の相当額を国庫に返還しなければならないこと。

第二十一条第一項第十七号を「同表第十六号」とし、同表第二項及び第三項、第十四条第四項、第十五条第二項、第十六条第四項、第十七条第三項、第十九条第三項並びに第二十条第二項中「同表第20号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型」と「同表第20号の右欄に掲げる一般公募型」と改める。

○厚生労働省告示第百二十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第三十条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二四五五号）第十六条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる補助金の交付に関する同表の下欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる機関に委任し、平成二十九年年度の予算に係る補助金の交付に関するものから適用する。としたので、同表第四項の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣 垣内 春久